滋賀県市町村職員の退職手当に関する特例を定める条例

（平成１４年３月４日
滋賀県市町村職員退職手当組合条例第１号）

改正　平成17年２月１日条例第１号
平成22年７月26日条例第２号

（目的）

第１条　この条例は、滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例（昭和58年条例第３号。以下「退職手当条例」という。）の特例に関して定めるものとする。

（派遣職員の退職手当に関する特例）

第２条　公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。）第２条第１項の規定に基づき定められた滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する市町、一部事務組合および広域連合（以下「組合市町」という。）の条例（以下「派遣条例」という。）の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）で派遣後職務に復帰した職員が退職した場合（派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。以下同じ。）における退職手当条例の規定の適用については、派遣条例で定める派遣先団体の業務に係る業務上の傷病または死亡は退職手当条例第５条第２項、第６条第１項および第８条の４第１項に規定する公務上の傷病または死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第７条第２項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第５条第２項、第６条第２項および第８条の４第１項に規定する通勤による傷病とみなす。

２　派遣職員に関する退職手当条例第７条の適用については、「公務上」とあるのは「業務上」と、「地方公務員災害補償法」とあるのは「労働者災害補償保険法」とする。

３　派遣職員に関する退職手当条例第８条の４第１項および第９条第４項の規定の適用については、職員派遣の期間（育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）に規定する育児休業の期間を除く。）は、退職手当条例第８条の４第１項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

４　前項の規定は、派遣職員が派遣先団体から所得税法（昭和40年法律第33号）第30条第１項に規定する退職手当等（同法第31条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。）の支払を受けた場合には、適用しない。

５　派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合に支給する退職手当条例の規定による退職手当の算定の基礎となる給料月額（以下「基

礎給料月額」という。）については、当該組合市町村が派遣法第９条の規定に基づき調整した額を基礎給料月額とすることができる。

（退職派遣者の退職手当に関する特例）

第３条　派遣法第10条第１項の規定により採用された職員に関する退職手当条例の規定の適用については、特定法人（派遣条例で定められたものをいう。以下同じ。）の業務に係る業務上の傷病または死亡は退職手当条例第５条第２項、第６条第１項および第８条の４第１項に規定する公務上の傷病または死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第７条第２項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第５条第２項、第６条第２項および第８条の４第１項に規定する通勤による傷病とみなす。

２　派遣法第10条第２項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）に関する退職手当条例第７条の適用については、「公務上」とあるのは「業務上」と、「地方公務員災害補償法」とあるのは「労働者災害補償保険法」とする。

第４条　職員が、派遣法第10条第１項の規定により、任命権者の要請に応じ、引き続いて特定法人で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、職員が、任命権者の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該特定法人に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該特定法人に使用される者（役員を含む。以下この項において同じ。）としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（以下「特定法人役職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定法人役職員として在職した後引き続いて派遣法第10条第１項の規定により職員として採用された者の退職手当条例第９条第１項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

２　前項の場合における特定法人役職員としての在職期間については、退職手当条例第９条（第６項を除く。）の規定を準用して計算する。

３　派遣法第10条第１項の規定により退職し、引き続いて特定法人役職員となった場合においては、退職手当条例の規定による退職手当は、支給しない。

（派遣職員等の市町負担金に関する特例）

第５条　派遣職員（派遣法第６条第２項の規定に基づき派遣条例で定めるところにより給料を支給されることとされた者を除く。）および退職派遣者に係る退職手当条例第31条の適用については、同条の規定にかかわらず組合長が別に定めることができるものとする。

付　則

（施行期日）
1　この条例は、平成14年４月１日から施行する。ただし、第３条、第４条および次項の規定は、同年３月31日から施行する。
（退職派遣者の採用等に関する規定の適用）
2　第３条および第４条の規定は、平成14年３月31日以後に派遣法第10条第１項の任命権者の要請に応じて退職した者について適用する。

付　則（平成17年２月１日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成22年７月26日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。